

中断証明書発行手続きのご案内

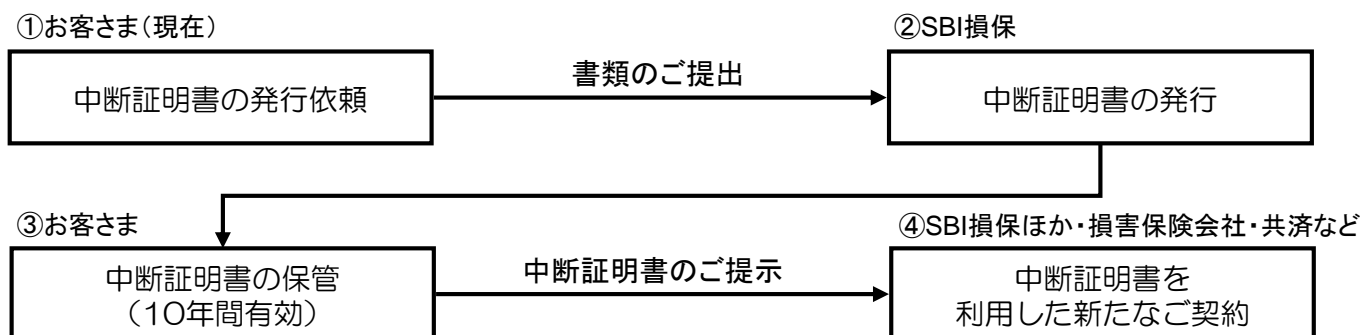
〔無事故実績継承に関するノンフリート等級別料率の特則(国内特則)〕

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、この度ご請求いただきました中断証明書の発行手続きについてご案内申し上げます。本書面をご一読いただき、お手続きをお進めください。

ご契約を再開される際には、是非ともSBI損保の自動車保険をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬具

▼ お手続きの流れ



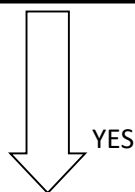
【確認】お手続きに必要な書類について

下記「ご提出書類のチェック」をご確認いただき、該当する書類をお送りください。

なお、「変更手続依頼書」が同封されている場合は、内容をご確認のうえ、併せてご返送くださいますようお願い申し上げます。

ご提出書類のチェック

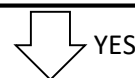
【Q1】公的書類（※）はご用意いただけますか？また、公的書類でお車を手放した日付の確認はできますか？
※公的書類の詳細は、裏面の【公的書類について】をご参照ください。



NO

同封の「廃車・譲渡・返還等確認書」のみ
ご提出ください。
※同居の親族に譲渡の場合、公的書類が必須です。

【Q2】公的書類に記載の日付と実際にお車を手放した日は **同日** ですか？



NO

公的書類のコピーのみご提出ください。

- 公的書類のコピー
- 同封の「廃車・譲渡・返還等確認書」
上記2点をご提出ください。

【ご注意】・実際にお車を手放した日が解約日より後の場合、中断証明書を発行することができませんのでご注意ください。
・お車を手放した（中断される）理由（中断事由）が「譲渡」の場合、譲渡の実態が伴っていることが必要です。
譲渡の実態が伴っていない場合は、中断証明書を発行することができませんのでご注意ください。

【 公的書類について 】

中断される理由(中断事由)により、ご提出いただく公的書類が異なります。下表をご確認のうえ、該当する公的書類のいずれか1点のコピーをご提出ください。

中断事由	車 種	
	自家用小型/普通乗用車 自家用小型/普通貨物車 キャンピング車 【白ナンバー】	自家用軽四輪乗用車 自家用軽四輪貨物車 【黄ナンバー】
お車の廃車	・登録事項等証明書 ・登録識別情報等通知書 ・輸出抹消仮登録証明書 など	・検査記録事項等証明書 ・輸出予定届出証明書 ・自動車検査証返納証明書 ・軽自動車検査証返納確認書 など
お車の譲渡・売却	・登録事項等証明書（詳細証明） ・新所有者へ名義変更後の自動車検査証 ・売買契約書(*1) など	・新所有者へ名義変更後の自動車検査証 ・売買契約書(*1) など
リース会社などへの返還	・登録事項等証明書（詳細証明） ・新所有者へ名義変更後の自動車検査証 など	・検査記録事項等証明書（保存記録） ・新所有者へ名義変更後の自動車検査証 など
一時抹消(*2)	・登録事項等証明書 ・登録識別情報等通知書 など	・検査記録事項等証明書 ・軽自動車届出済証返納証明書 ・軽自動車届出済返納確認 など
ナンバープレートの返還	・自動車重量税還付申請書付表1 など	・自動車検査証返納証明書 ・自動車重量税還付申請書付表1 など
車検切れ	・自動車検査証 ・登録事項等証明書 など	・軽自動車検査証 ・検査記録事項等証明書 など
盗難	・届出警察署名 ・届出受理番号 ・盗難発生日 ※左記の情報を、同封の「廃車・譲渡・返還等確認書」にご記入ください。	
車両入替	・変更手続依頼書 ・承認書（ほかの契約において車両入替されている事実および日付が確認できる書類）	

(*1) 売買契約の両当事者(売却前の所有者と売却先)の記名またはサインおよび売却日が記載されている必要があります。

(*2) 一時抹消とは自動車の使用を一時中止する際に、自動車を解体せず運輸支局などへ申請しナンバープレートを返納し、抹消手続きをすることです。

※上記のほかに、確認書類として「納税領収書」「納税証明書」がありますが、この場合は「廃車・譲渡・返還等確認書」のご提出が併せて必要です。

ご参考 ▶ 公的書類の取得方法

それぞれ以下の取得先まで、自動車保険の中断証明書を発行する旨を添えて、公的書類をお求めください。

●お車の廃車の場合●

処分されたお車を引き取った買い取り業者や自動車販売店、または自動車修理工場までお求めください。

●お車の譲渡・売却の場合●

譲渡先が買い取り業者や自動車販売店の場合は、その業者や販売店にてお求めください。

個人間での譲渡の場合は、自動車検査登録事務所(白ナンバー)や軽自動車検査協会(黄ナンバー)で名義変更手続きと同時に取得することができます。

●リース会社などへの返還の場合●

返還したリース会社までお求めください。

●盗難の場合●

警察署へ盗難届を提出された際の「届出受理番号」をご確認ください。